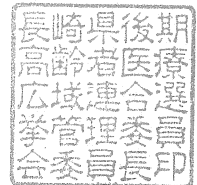


長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会個人情報保護条例施行規程の一部を  
改正する規程をここに告示する。

令和5年3月23日

長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 國 弘 達 夫



長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会個人情報保護条例施行規程の一部を  
改正する規程

長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会個人情報保護条例施行規程（平成19  
年選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長崎県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会個人情報の保護に関する法律施行  
条例施行規程

本文中「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例  
第5号）」を「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令  
和5年広域連合条例第2号）」に、「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施  
行規則（平成19年広域連合規則第4号）」を「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情  
報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年広域連合規則第3号）」に改める。

附 則（令和5年3月23日選挙管理委員会告示第2号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。